

岩手県監査委員告示第28号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第13号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月10日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 岩手県立盛岡第三高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年2月5日

イ 本監査実施日 平成25年2月21日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが2件、34,874円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費の支出については、平成25年2月15日に支払処理を行った。 今後は、複数職員での確認を徹底することにより、再発を防ぐこととした。
工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	財産管理簿については、平成25年2月6日に財産登録を行った。 今後は、工事等の際の、財産の異動確認を徹底することにより、再発を防ぐこととした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立花北青雲高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年11月20日

イ 本監査実施日 平成25年1月17日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	財産管理簿については、平成24年11月27日に財産登録を行った。 今後は、複数職員での財産管理簿の確認を徹底することにより、再発を防ぐこととした。

3（1） 監査対象機関名 岩手県立水沢工業高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年12月6日

イ 本監査実施日 平成25年2月5日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤労手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、32,510円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	勤労手当の支給については、平成25年1月15日に返納処理を行った。 今後は、職員の休暇状況等の確認を徹底することにより、再発を防ぐこととした。
工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	財産管理簿については、平成25年2月12日に財産登録を行った。 今後は、財産管理簿と現況との照合を徹底することにより、再発を防ぐこととした。

4(1) 監査対象機関名 岩手県立前沢高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年11月20日

イ 本監査実施日 平成25年2月5日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、支給していないものが7件、27,300円、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、17,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	旅費の支給については、平成24年11月26日に支給処理を行い、同月27日に返納処理を行った。 今後は、複数職員での確認を徹底することにより、再発を防ぐこととした。
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが1件、1,000,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	物品の管理については、平成24年12月6日に備品登録を行った。 今後は、備品登録一覧表と現況との照合を徹底することにより、再発を防ぐこととした。

5(1) 監査対象機関名 岩手県立金ヶ崎高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年12月13日

イ 本監査実施日 平成25年2月5日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県営建設工事の契約に当たり、契約保証金を免除することができないにもかかわらず、免除していたものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県営建設工事の契約については、今後は、関係規則条項の参照を容易にした確認シートを作成しての確認を徹底することにより、再発を防ぐこととした。

6(1) 監査対象機関名 岩手県立岩谷堂高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年12月4日

イ 本監査実施日 平成25年2月5日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
実習米の販売に係る役務費の執行に当たり、支出負担行為を行っていないものが1件、132,590円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	実習米の販売については、委託料により支出負担行為を行った。 今後は、複数職員での確認を徹底することにより、再発を防ぐこととした。

7(1) 監査対象機関名 岩手県立一関第一高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年11月8日

イ 本監査実施日 平成25年1月9日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが1件、310,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	物品の管理については、平成24年12月12日に備品登録を行った。 今後は、複数職員での確認を徹底することにより、再発を防ぐこととした。

8(1) 監査対象機関名 岩手県立大船渡東高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年11月28日

イ 本監査実施日 平成25年1月30日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが4件、339,094円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費の支給については、今後は、支給対象者名簿の作成による支給状況の把握の徹底、事務処理の進行状況確認の徹底により、再発を防ぐこととした。

9(1) 監査対象機関名 岩手県立釜石高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年11月8日

イ 本監査実施日 平成25年1月16日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託料の支出に当たり、完了確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、834,440円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託料の支出については、今後は、複数職員での業務進行管理を徹底することにより、再発を防ぐこととした。

10(1) 監査対象機関名 岩手県立遠野緑峰高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年11月14日

イ 本監査実施日 平成25年1月16日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
宿日直手当の支給に当たり、勤務記録簿を作成せずに支給しているものが180件、918,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	宿日直手当の支出については、今後は、複数職員での確認を徹底することにより、再発を防ぐこととした。

11(1) 監査対象機関名 岩手県立大槌高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年10月31日

イ 本監査実施日 平成25年1月17日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
全日制高等学校入学選考料の収納に当たり、納付書にはり付けられた収入証紙に消印がないものが44件、96,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	全日制高等学校入学選考料の収納については、今後は、複数職員での確認を徹底することにより、再発を防ぐこととした。
期末手当の支給に当たり、支給すべき者に支給していないものが1件、244,076円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	期末手当の支給については、平成24年11月15日及び同年12月17日に追給処理を行った。 今後は、複数職員での確認を徹底することにより、再発を防ぐこととした。

12(1) 監査対象機関名 岩手県立宮古北高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年11月7日

イ 本監査実施日 平成25年1月9日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
廃棄物の処理費用の支出に当たり、委託料で支出すべきものを役務費で支出しているものが2件、197,925円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	廃棄物の処理費用の支出については、今後は、業務内容の事前の精査を徹底することにより、再発を防ぐこととした。

13(1) 監査対象機関名 岩手県立宮古工業高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年11月6日

イ 本監査実施日 平成25年1月8日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	財産管理簿については、平成24年11月9日及び同月16日に財産登録を行った。 今後は、複数職員での確認を徹底することにより、再発

を防ぐこととした。

14(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡視覚支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年1月30日

イ 本監査実施日 平成25年2月21日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の購入に当たり、契約書を作成していないものが1件、請書を徴していないものが3件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	物品の購入については、今後は、契約から納品確認まで事務処理の各段階において、その都度関係規則等の確認を行うことを徹底することにより、再発を防ぐこととした。

15(1) 監査対象機関名 岩手県立一関清明支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年10月31日

イ 本監査実施日 平成25年1月8日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
扶助費の支出に当たり、支払いを行っていないものが1件、448,290円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	扶助費の支出については、平成24年11月16日に支払を行った。 今後は、保護者から扶助費の対象となる経費の具体的内容についての確認の徹底と、速やかに支払いができるよう事前準備を徹底することにより、再発を防ぐこととした。